

広島県告示第三百八十二号

平成十八年広島県告示第四百十四号（県立広島大学保健福祉学部附属診療所における診療料の額）は、平成十九年三月三十一日限り、廃止した。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山